

岡山地方検察庁

検事正 竹中理比古 殿

不当な公訴を直ちに取下げることを求める要請

倉敷民商弾圧事件で、一審・岡山地裁は、広島国税局査察官の報告書を鑑定書として認めて禰屋町子さんを有罪とした。しかし、2018年1月12日、広島高裁岡山支部は、同報告書を鑑定書としたことは違法として、一審判決を破棄し、審理を地裁に差し戻す判決を出した。

この高裁判決は、差し戻し審のあり方について、「差し戻し後の第一審においては、まず、適切な争点整理が行われるべきであり、検察官は真に立証すべき事実は何であるかということ吟味して、その主張を具体的に明らかにすべきである。そうすれば、おのずと必要な証拠は絞られ、その範囲も明らかになると考えられる」としている。

人を起訴することは、「この人は犯罪者だ」と世間に公表することで、これだけで人の人生を狂わせるほど極めて重い行為である。当然、起訴するにあたって、慎重に捜査し検討の上、立証のための主張とそれを裏付ける証拠が整理されていなければならない。

しかし、差し戻し判決から4年、事件発生からなんと8年が経とうとしている現在においても、検察官は立証にかかわる証拠を整理し、主張をまとめて提出できていない。そのために裁判が延びている。いまだに主張や証拠が整理されていないことこそ、禰屋さんの犯罪の根拠がなかったことを示すものである。

このような検察官の無責任・不誠実な態度が許されるのか、これで「公益の代表者」(検察庁法第4条)と言えるのか。検察官の姿勢は、司法の信頼を極めて損なうものである。

無実を訴え続けている禰屋さんは、8年間も被告人とされたままである。このような事態は、憲法37条(「被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利)」に違反し、禰屋さんの大切な人生を不当に侵害するものである。

検察が、ただちに公訴を取り下げるよう強く求める。

2022年 月 日

団体名